

みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、東京都中央卸売市場の市場業者や市場業者で組織する団体等（以下「市場業者等」という。）が行う公益性の高い取組に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市場業者等の取組を支援し、地域に親しまれ、社会に貢献する中央卸売市場として、公益性を一層発揮することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者のうち、次条に掲げる要件をいずれも満たし、かつ知事が補助金の交付を適当と認めたものとする。

- 一 卸売業者
- 二 仲卸業者
- 三 関連事業者
- 四 卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者又は買出人で組織する団体（以下「業界団体」という。）
- 五 卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は業界団体を構成員に含み、卸売業者、仲卸業者、関連事業者、業界団体又は売買参加者の 2 者以上で構成されるグループ
- 六 卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は業界団体を構成員に含み、卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は業界団体が主たる構成員となっている任意のグループ
- 七 前各号に掲げる者のほか、知事が特に認めた者

(補助対象者の要件)

第4条 補助対象者の要件は、次の各号に定めるものとする。

- 一 卸売業者及び仲卸業者は、東京都中央卸売市場条例（昭和 46 年 12 月 1 日条例第 144 号。以下「条例」という。）第 43 条第 1 項の使用許可、関連事業者は、条例第 43 条第 1 項の使用許可又は地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 5 の規定により市場事業に係る土地の貸付けを受けていること。
- 二 売買参加者は、条例第 12 条第 1 項の売買参加者の承認を受けていること。
- 三 卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び業界団体は、条例第 49 条に規定する使用料を滞納していないこと。
- 四 条例第 29 条、第 37 条及び第 40 条の定めるところにより、事業報告書の提出義務を

負う者は、直近の事業報告書の提出があること。

五 法人においては、直近の法人事業税及び法人住民税、個人においては、直近の個人事業税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する、東京都中央卸売市場の公益性を高める次の各号に掲げる事業とする。

- 一 食文化・花文化の推進に資する事業
- 二 地域への貢献・地域との連携を強化する事業
- 三 社会貢献に資する事業
- 四 その他、卸売市場の公益性を高める事業

(補助金額の算定等)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、東京都中央卸売市場の市場業者等が負担し、知事が必要かつ適切であると認めた別表第1に掲げる経費とする。ただし、別表第2に掲げる補助対象外経費は除く。

- 2 補助金の交付額は、補助対象経費の総額に原則として2分の1の補助率を乗じて算定する。
- 3 補助対象事業の実施に当たり、補助金以外の収入が見込まれる場合は、前項の算定の際、補助対象経費から当該収入を差し引いた額を、補助対象経費とする。
- 4 補助金の上限額は、100万円とする。
- 5 前各項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

【別表第1 補助対象経費】

対象経費	摘 要
報 償 費	研修会・講演会講師謝金、イベント出演料
旅 費	講師旅費
負 担 金	講習会等の受講料
印 刷 製 本 費	パンフレット・ポスター・チラシ作成費、資料印刷費、コピー費
賃 借 料	会場使用料、機器等リース料（当該年度分のリース料）、車両借り上げ料
通 信 運 搬 費	通信費、機材搬送費、振込手数料、郵券
委 託 費	調査委託費、パンフレット作成委託費、ホームページ作成委託費
備 消 耗 品 費	販売促進活動用物品の購入費
工 事 費	会場・事務所設置に係る看板の設置費
そ の 他 の 経 費	その他知事が必要かつ適切と認めた経費

【別表第2 補助対象外経費】

- ・ 施設整備に係る経費
- ・ 飲食経費（昼食代を含む）
- ・ 賞金、金券、クーポン券
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 経常的な事業活動等に要する経費
- ・ 次条第1項に規定する申請者の構成員に対する報償費、人件費
- ・ 翌年度以降分のリース料
- ・ 社会通念上、不当に高額と認められる経費
- ・ 領収書等の不存在等により、金額等の確認ができない経費
- ・ 交付決定以前に、契約や購入等を行った経費
- ・ 他の経費と明確に区分できない経費
- ・ 交付決定年度中に完了しない事業に係る経費又は支払が完了しない経費
- ・ この補助金とは別に、都の補助金の交付決定を受けている事業に係る経費
- ・ その他知事が不適当と認める経費

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みんなのICHIBAづくり応援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）（以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 交付申請書には、別表第3に掲げる書類を添付しなければならない。

【別表第3 交付申請書 添付書類】

項番	添付書類	備考
1	事業計画書	別記第1号様式 別紙1－1
2	事業収支予算書	別記第1号様式 別紙1－2
3	事業者の履歴や団体・グループの構成が分かる以下の書類 ア 法人：履歴事項全部証明書（発行3月以内） イ 個人：開業届出書（写） ウ 団体：団体役員等構成員名簿 （定款等を持つ団体は、定款等の添付も必要） エ グループ：グループ構成員等名簿	・ 左記ア、イ → 事業報告書の提出がある場合は不要。 ・ 左記エ → 役割分担、費用分担割合等を明記 ※ 同一年度内2回目以降の申請時は、提出を省略できる。
4	納税状況を証明する以下の書類 ア 法人：直近の法人事業税及び法人都民税の納税証明書（発行3月以内） イ 個人：直近の個人事業税の納税証明書（発行3月以内）	・ 左記イ → 非課税の場合は、左記によらず、所得税及び住民税の納税証明書（発行3月以内） ※ 同一年度内2回目以降の申請時は、提出を省略できる。

5	その他知事が必要と認めた書類	
---	----------------	--

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 知事は、交付申請書を受理した場合には、当該申請に係る書類について、補助対象事業の目的、内容等の適正性及び補助対象経費の算定の妥当性を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、補助金の交付を決定したときは、みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）により、補助金の交付決定額その他必要な事項を申請者に通知する。

4 知事は、補助金の不交付を決定したときは、みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、補助金の不交付決定の事実を申請者に通知する。

(申請の撤回)

第9条 前条第3項により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定通知書の受領日の翌日から起算して10日以内に、みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金交付申請取下書（別記様式第4号）により、補助金の交付の申請を撤回することができる。

2 前項の規定による申請の撤回があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更等の承認申請)

第10条 交付決定を受けた者は、交付決定通知書を受けた後に、次の各号に掲げる変更を行おうとするときは、みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金交付変更承認申請書（別記様式第5号）（以下「変更申請書」という。）を、交付事業の中止又は廃止をしようとするときは、みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金交付（中止・廃止）承認申請書（別記様式第6号）（以下「中止等申請書」という。）を、知事に提出しなければならない。

- 一 補助対象事業の目的、実施期間、実施時期、実施内容、場所等、事業の基本部分に関わる変更
- 二 補助金の交付決定額の変更を要するもの
- 三 補助金の交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

(変更等の承認及び通知)

第11条 知事は、変更申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認する。

- 2 知事は、前項の承認に当たって、補助金の交付決定額等を変更することができる。
- 3 知事は、第1項の審査の結果、補助金の交付目的の達成が困難になると認めるときは、申請を承認しないか、又は交付決定を取り消すことができる。
- 4 知事は、中止等申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、理由があると認めるときは、これを承認する。
- 5 知事は、第1項又は第4項の審査の結果をみんなの ICHIBA つくり応援事業補助金交付決定（変更・中止・廃止）承認通知書（別記様式第7号）により、前条の申請を行った者に通知する。

（事故報告）

第12条 交付決定を受けた者は、補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかにその事実及び理由を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（調査権等）

第13条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定により、補助対象事業の適正な遂行を図るため、必要に応じて、交付決定を受けた者に補助対象事業の遂行の状況に関して調査し、又は報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の調査又は報告の結果から、補助対象事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定を受けた者に対し、これらに従って補助対象事業を遂行するよう、命じることができる。

（実績報告）

第14条 交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、みんなの ICHIBA つくり応援事業補助金実績報告書（別記様式第8号）（以下「実績報告書」という。）に、別表第4に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

【別表第4 実績報告書 添付書類】

項番	添付書類	備考
1	事業成果報告書	別記第8号様式 別紙8-1
2	事業収支決算書	別記第8号様式 別紙8-2
3	契約書等（写）	経費の内容及び金額が詳細かつ明瞭に示された内訳が記載されたものであること。
4	納品書等（写）	事業の完了を確認できる書類
5	領収書等（写）	経費の支出を確認できる書類
6	交付決定通知書の付記条件により必要とされる書類	

(補助金額の確定及び通知)

第15条 知事は、実績報告書を受領したときは、提出された書類を審査し、必要に応じて、現地調査等を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付決定額の範囲内で本補助金の交付額を確定し、みんなのICHIBA づくり応援事業補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）（以下「交付額確定通知書」という。）により、交付決定を受けた者に通知する。

(補助金の交付及び請求)

第16条 補助金の交付は、前条に規定する交付額の確定後とする。

2 交付決定を受けた者は、前条に規定する交付額確定通知書を受領したときは、速やかにみんなのICHIBA づくり応援事業補助金交付請求書（別記様式第10号）を知事に提出するものとする。

(決定の取消し等及び通知)

第17条 知事は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

二 本補助金を他の用途に使用したとき

三 補助対象事業を中止したとき

四 前各号のほか、交付決定を受けた者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他補助対象事業に関して法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき

2 前項の規定は、第15条に規定する交付額の確定後においても適用する。

3 知事は、交付決定を受けた者が第1項第一号、第二号又は第四号に該当したときは、その者の名称及びその不正行為の内容について公表することができる。

4 第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、みんなのICHIBA づくり応援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により、補助金の交付決定を取り消された者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第18条 知事は、補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

(補助金の返還命令及び通知)

第19条 知事は、第17条の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助対象事

業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

- 2 前項の規定により補助金の返還を命じるときは、みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金返還命令書（別記様式第 12 号）により、交付決定を取り消された者に通知する。

（違約加算金及び延滞金）

第 20 条 交付決定を取り消された者は、第 17 条第 1 項第一号又は第二号に該当したことにより、本補助金の交付の決定を取り消され、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 交付決定を取り消された者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第 21 条 交付決定を取り消された者が前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、交付決定を取り消された者が納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第 22 条 交付決定を取り消された者が第 20 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第 23 条 交付決定を取り消された者が、第 19 条第 1 項の規定により返還を命じられた補助金、第 20 条第 1 項の規定による違約加算金及び同条第 2 項の規定による延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺できるものとする。

（事業成果の取扱い）

第 24 条 知事は、補助事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に通知をした上で、補助金の交付を受けて行った補助対象事業の成果を利用することができる。

(財産処分の制限及び通知)

第25条 交付決定を受けた者は、東京都補助金等交付規則第24条の規定に基づき、補助金の交付を受けた財産を処分するときは、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付財主財第38号）により行わなければならない。

2 交付決定を受けた者は、前項に規定する処分をしようとする場合で知事の承認が必要なときは、あらかじめみんなのICHIBAづくり応援事業補助金交付財産処分承認申請書（別記様式第13号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 知事は、前項の申請を受けた場合においては、みんなのICHIBAづくり応援事業補助金交付財産処分承認通知書（別記様式第14号）により、前項の申請をした者にその処分の可否を通知するものとする。

(帳簿の保存義務)

第26条 交付決定を受けた者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和2年3月30日31中事業第1007号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月19日2中事業第254号）

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。